

1ヶ月の医療費の自己負担限度額

H30.8.1～

70歳未満	適用区分	基準総所得額▲	1ヶ月の自己負担限度額		多数該当■
	ア	901万円超	252,600円 + 1%加算 (◆医療費が842,000円以上)		140,100円
	イ	600万円超 901万以下	167,400円 + 1%加算 (◆医療費が558,000円以上)		93,000円
	ウ	210万円超 600万以下	80,100円 + 1%加算 (◆医療費が267,000円以上)		44,400円
	エ	210万円以下	57,600円		44,400円
	オ	住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

▲総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額の世帯における合計額
 ・70歳未満は、21,000円以上の自己負担を2回以上支払った場合が合算対象です。

70歳以上	適用区分	限度額 認定証	基準	1ヶ月の自己負担限度額		多数該当 ■
				外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)	
	現役並みⅢ	/	課税所得 690万円以上	252,600円+1%加算 (◆医療費が842,000円以上)		140,100円
	現役並みⅡ※	必要	課税所得 380万円以上	167,400円+1%加算 (◆医療費が558,000円以上)		93,000円
	現役並みⅠ※	必要	課税所得 145万円以上	80,100円+1%加算 (◆医療費が267,000円以上)		44,400円
	一般	/	住民税課税世帯	18,000円●	57,600円	44,400円
	低所得Ⅱ※	必要	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	/
	低所得Ⅰ※	必要	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

◆医療費が一定を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。

●年間の上限 144,000円

■過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合4回目から上限額が下がります。

※現役並みⅡ、Ⅰの方は「限度額適用認定証」が必要、低所得Ⅱ・Ⅰの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。